

国際人権法から見た仏国差別禁止法の発展 －日本における差別禁止法制定のために－

Evolution of anti-discrimination law-system in France
in light of International Human Rights Law
－ For future enactment of anti-discrimination law in Japan －

窪 誠 (KUBO Makoto)

フランス人権宣言（1789年）第1条は、「人は、自由、かつ、権利において平等なものであるとして生まれ、生存する」と高らかに宣言する。さらに、現行のフランス憲法第1条も、「フランスは、不可分、非宗教、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、すべての市民の法の前における平等を、出身、人種、宗教の違いなく、確保する」と謳っている。このように、フランスは、その共和国としての成立以来、平等とそれに基づく差別禁止を法制化してきた。

さらに、近年では、欧州連合（EU）の影響のもとで、その差別禁止法制を発展させている。具体的には、「2000/43/EC（人種差別禁止指令）」、「2000/78/EC（雇用枠組み指令）」「2002/73/EC（ジェンダー指令）」「2004/113/EC（物品・サービス分野での性差別禁止指令）」「2006/54/EC（労働分野での性差別禁止指令）」というEUの5つの指令を国内法化する形で発展している。

こうしたフランスの差別禁止法制の発展を、内田博文九州大学名誉教授主宰の「差別禁止法研究会」において報告した。

また、フランスの法制度と比較するため、カナダの取り組みを、「共生社会型人権ビジョンのありかた：カナダ構造的差別アプローチから学ぶこと」神奈川法学 51巻3号、2019年、479-499頁に発表した。